

(改正) 枚方市公害防止条例 要綱 素案

～部会とりまとめ(地下水採取規制関係)～

総 則

【定義】

(1) この条例において「揚水施設」とは、動力を用いて地下水(温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)による温泉を除く。以下同じ。)を採取するための施設であつて、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が 2 以上ある場合は、その断面積の合計。以下同じ。)が 6 平方センチメートルを超えるもの(河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用され、又は準用される河川の河川区域内のものを除く。)をいう。

地下水の採取に対する規制等

1 地下水を採取する者の責務

動力を用いて地下水を採取する者は、地下水の採取による地盤の沈下その他の地下水及び地盤環境への影響(以下「地盤沈下等」という。)を防止するため、採取した地下水を合理的かつ適正に使用することにより、地下水の採取量の削減に努めなければならない。

2 技術上の基準

揚水施設に係る技術上の基準は、ストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積による揚水施設の構造に係る基準として、規則で定める。

<参考：規則で定める技術基準>

地 域	揚水機の吐出口の断面積 (c m ²)	ストレーナーの位置 (地表面下m)
国道 170 号以西	46 以下	180 以深
府道交野久御山線以東	—	—
それ以外の地域	55 以下	—

3 技術上の基準の遵守義務

揚水施設により地下水を採取する者は、その揚水施設に係る技術上の基準を遵守しなければならない。

4 揚水施設の設置の届出

揚水施設を設置し、地下水を採取しようとする者は、揚水施設ごとに、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 揚水施設の設置場所
- (3) 揚水施設の構造(井戸の深さ及びストレーナーの位置、揚水機の吐出口の断面積並びに揚水機の出力)
- (4) 採取した地下水の使用用途
- (5) 計画採取量
- (6) 揚水施設の使用の方法
- (7) その他規則で定める事項

5 経過措置

- (1) 動力を用いて地下水を採取する施設が揚水施設となった際に揚水施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、その施設が揚水施設となった日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、4 の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- (2) この条例の施行の際現に改正前の条例による採取の許可を受けていた者は、4 の規定による届出をしたものとみなす。

6 構造等の変更の届出

4 又は 5(1) の規定による届出をした者（以下「届出採取者」という。）は、その届出に係る 4 の(3)から(5)に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

7 計画変更命令

市長は、4 又は 6 の規定による届出があった場合において、その届出に係る揚水施設の構造が技術上の基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る揚水施設の構造に関する計画の変更その他必要な措置を命ずることができる。

8 実施の制限

- (1) 4 又は 6 の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る揚水施設を設置し、又はその届出に係る変更をしてはならない。
- (2) 市長は、4 又は 6 の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、(1)に規定する期間を短縮することができる。

9 採取開始の届出と検査

- (1) 4 又は 6 の規定による届出をした者は、その届出に係る揚水施設により地下水の採取を開始したときは、その日から 15 日以内に規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- (2) 市長は、(1)の規定による届出があった場合は、規則で定めるところにより、その届出に係る揚水施設が届出の内容に適合するか否かを検査しなければならない。
- (3) 市長は、(2)の規定による検査の結果、不適合と認めるときは、その揚水施設に係る 4 又は 6 の届出をした者に対して、必要な改善を勧告することができる。
- (4) 市長は、(3)の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うよう命ずることができる。

10 氏名等の変更の届出

届出採取者は、その届出に係る 4 の(1)、(6)または(7)に掲げる事項を変更したときは、規則で定めるところにより、その変更の日から 30 日以内に、市長に届け出なければならない。

11 採取の取り止めの届出

届出採取者が 4 又は 5(1) の規定による届け出た揚水施設（以下「届出揚水施設」という。）による地下水の採取を取り止めたときは、規則で定めるところにより、その取り止めの日から 30 日以内に、市長に届け出なければならない。

12 承継

- (1) 届出採取者からその届出揚水施設を譲り受け、又は借り受けた者は、その届出採取者の地位を承継する。
- (2) 届出採取者について、相続、合併又は分割（届出揚水施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその届出揚水施設を承継した法人は、その届出採取者の地位を承継する。
- (3) (1)及び(2)の規定により届出採取者の地位を承継した者は、承継の日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

13 地下水採取計画書の提出

市長は、届出採取者に対し地下水採取に係る計画書を提出させることができる。

14 採取量等の測定義務

届出採取者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を測定し、記録し、これを市長に報告しなければならない。

- ①地下水採取量
- ②地下水位

15 採取の停止等の勧告及び命令

- (1) 市長は、地盤沈下等を防止するため必要があると認めるとき、若しくは、届出揚水施設による地下水の採取が地下水の利用と保全に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、期限を定めて、届出採取者に対し、届出揚水施設による地下水の採取の停止、採取量の減少その他必要な措置を採るべきことを勧告することができる。
- (2) 市長は、(1)の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うよう命ずることができる。

16 地下水の涵養

市、市民及び事業者は、地下水の涵養の促進に努めなければならない。

17 採取量の減少勧告

市長は、湧水等による地下水位の著しい低下により、広範囲に及ぶ地盤沈下の発生等生活環境に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、動力を用いた施設によって地下水を採取する者に対し、その施設による地下水の採取量を減少することを勧告することができる。

18 除外規定

7、14 及び 15 の規定は、非常用その他の規則で定める用途に供する地下水を採取する者については、適用しない。